

黙示による包括的な同意について

タムラ製作所健康保険組合（以下「組合」という。）は、その保有する個人情報（個人データ）を第三者へ提供する場合であっても、下記のいずれかに該当するものは、被保険者等にとって利益となるもの、又は組合の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとはいえないものにあたり、被保険者等から特段明確な反対・留意の意思表示がないときには、「黙示による包括的な同意」を得たものとして取扱いさせていただきます。

同意されない方におかれましては、同意できない理由等を文書にて記載し、タムラ製作所健康保険組合に申し出てください。

- 1 本人の申請に基づかず給付する高額療養費を事業主経由で行うこと（任継を除く）
- 2 本人の申請に基づかず給付する付加給付等を事業主経由で行うこと（任継を除く）
- 3 医療費通知等を世帯単位でまとめて行うこと。

※「黙示による包括的な同意」の詳細につきましては、厚生労働省ガイダンス「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス平成 29 年 4 月 14 日保発 0414 第 18 号」をご参照ください。